

事例項目	指定管理者選定時に給与規程（具体的金額が分かるもの）の提出を求めることに関する認識不足について
事例発生日等	平成27（2015）年11月27日（金）
担当課	市民生活部地域活動課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成27（2015）年8月26日（水）、第1回門真市立市民公益活動支援センター指定管理者選定委員会が開催され、応募があった2団体からの申請書類を審査し、両団体を第二次審査の対象とすることを決定した。</p> <p>②平成27（2015）年9月9日（水）、第2回門真市立市民公益活動支援センター指定管理者選定委員会が開催され、平成28（2016）年4月1日から平成31（2021）年3月31日までの指定管理者の候補者として、市議会に意見具申する団体及び次席候補者となる団体を決定した。</p> <p>③平成27（2015）年11月27日（金）、指定管理者の選定に際して、応募段階から就業規則及び給与金額が明確にわかる給与規程等の資料の提出をさせていたかどうか、議員が確認したところ、給与金額の明確な記載がない団体があることが判明し、そのことについて、議員から指摘があった。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①平成27（2015）年11月27日（金）、地域活動課長が議員に対し、給与金額が明確にわかる資料を添付することに対して誤った認識をしていたため謝罪し、改めて団体に当該資料の提出を求めた。</p> <p>②平成27（2015）年11月30日（月）に給与金額が明確にわかる資料を団体より受領し申請書類に追加した。</p>
発生原因	平成23（2011）年6月議会本会議において総合政策部長が、平成23（2011）年12月議会本会議において生涯学習部長が、平成25（2013）年12月議会本会議において健康福祉部長が謝罪するなど、度々議会で取り上げられ、市役所事務改善事例集についても、平成18（2006）年6月、平成20（2008）年12月、平成23（2011）年6月、平成23（2011）年12月の4回の事例が掲載されているものの、それらを深く受けとめて共有化、継承するという具体の作業や認識に欠けていた。
再発防止対策	<p>①平成20（2008）年4月10日に総合政策部行政改革推進課長及び総務部総務課長（いずれも当時）から出された、「市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施することに際しての就業規則及び給与規程等について（通知）」の内容について、部内での周知徹底を図る。 （なお、当該通知については、平成20（2008）年以降、毎年度当初に企画課長及び法務監察課長の連名により通知）</p> <p>②今後、提出書類の細部にわたるチェック項目を設けるなど徹底に努める。</p> <p>③市役所事務改善事例集を課内職員に熟読させ、同様の失敗を繰り返さないように周知徹底する。</p> <p>④今後の選定委員会時には就業規則及び給与金額が明確にわかる給与規程等の提出が必要である旨を資料説明の中に盛り込み、共有化・継承に努める。</p>
その他	記載なし
添付資料	<p>【資料No.(2)-69-1】 「市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施することに際しての就業規則及び給与規程等について」（通知）</p> <p>【資料No.(2)-69-2】 平成27（2015）年第4回定例会（12月）議事録（抜粋）</p>